市街化調整区域における水路使用（占用）許可申請に係る手続きフローチャート

【R7．4．1改定】

水路は弥富市の所有（国有財産譲与地含む）ですか

- はい
- いいえ

いいえ → どちらの所有ですか

- 土地改良区 → 申請書はそれぞれの土地改良区へ提出してください。
  - 弥富土地改良区　65－4646
  - 鍋田土地改良区　68－8204
  - 十四山土地改良区　52－3057
- 国土交通省
- 農林水産省 → 申請先を市役所産業振興課にてご確認ください。
  弥富市役所産業振興課基盤整備G
  65－1111

国土交通省 → どちらの組織が管理している水路ですか

- 弥富土地改良区
- 鍋田土地改良区
- 十四山土地改良区

→ 申請をする前に、各土地改良区を通して地元に対して話をし、書面にて承諾を得てください。
→提出書類内の⑥承諾書となります。

弥富土地改良区
65－4646
鍋田土地改良区
68－8204
十四山土地改良区
52－3057

- 弥富土地改良区 → ①使用許可申請書 ②平面図（1/2500 以上の住宅地図等） ③公図 ④使用地面積実測図 ⑤工作物の設計書、構造図及び仕様書 ⑥承諾書（土地改良　担当理事用）
- 鍋田土地改良区 → ①使用許可申請書 ②平面図（1/2500 以上の住宅地図等） ③公図 ④使用地面積実測図 ⑤工作物の設計書、構造図及び仕様書 ⑥承諾書（土地改良　工区長用）
- 十四山土地改良区 → ①使用許可申請書 ②平面図（1/2500 以上の住宅地図等） ③公図 ④使用地面積実測図 ⑤工作物の設計書、構造図及び仕様書 ⑥承諾書（土地改良　地区理事・生産組合長用）
- 孫宝排水土地改良区
- 弥富市

→ ①使用許可申請書 ②平面図（1/2500 以上の住宅地図等） ③公図 ④使用地面積実測図 ⑤工作物の設計書、構造図及び仕様書

→ 市役所産業振興課へ提出書類一式を提出してください。また、別紙注意事項について留意してください。

→ 申請書提出後、許可がおりるまでは概ね２週間程度です。
なお、占用する物件により使用料が発生する場合があります。

→ **使用許可**

使用（占用）には工事を伴いますか

- いいえ → 手続きは以上です。
  許可期間の更新を行う場合は、期間満了の１月前までに、更新の許可を受けてください。
- はい → ①工事着手届 ②工事完了届 → 手続きは以上です。
  許可期間の更新を行う場合は、期間満了の１月前までに、更新の許可を受けてください。

※注　⇒提出書類

ご不明な点がございましたらこちらまでお問合せください

弥富市役所　産業振興課
基盤整備G
℡0567－65－1111